

国見町訓令第5号

本 庁 機 関
各 機 関

国見町行財政改革推進本部検討部会設置要綱を次のように定める。

平成17年4月22日

国見町長 佐藤 力

国見町行財政改革推進本部検討部会設置要綱

(設置)

第1条 国見町行財政改革に関する計画を策定するに当たって、全庁的な論議を展開し、広く職員の意見を反映するため国見町行財政改革推進本部検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、国見町行財政改革推進本部長(以下「本部長」という。)の指示を受け、行財政改革推進のための諸課題について調査し、及び検討するものとする。

(組織)

第3条 検討部会は、次のとおりとする。

- (1) 行政事務組織等検討部会
- (2) 財政検討部会
- (3) 協働のまちづくり検討部会

2 前項の検討部会の部会員は、各検討部会ごとに本部長があらかじめ定めた所属長の指名する者をもって組織する。

(役員)

第4条 各検討部会に部会長1名及び副部会長若干名を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、本部長の要請により、または部会長が必要に応じて招集する。

2 検討部会は、必要に応じて関係する検討部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第7条 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、検討部会の協議の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 検討部会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。